

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	令和2年9月28日(月) 午前9時30分
閉会年月日時刻	令和2年9月28日(月) 午前10時43分
開会の場所	邑楽町役場2階201会議室
議案事項	<p>議案第31号 邑楽町立公立学校等情報セキュリティポリシー策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について</p> <p>議案第32号 令和2年度邑楽町教育委員会点検評価報告書における有識者の委嘱について</p> <p>議案第33号 邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第34号 邑楽町学校給食費の口座振替に関する収納事務処理要綱について</p>
その他	<p>1) 後期学校訪問指導について</p> <p>2) 中央公民館の雨漏りに関する経過について</p> <p>3) オリンピック・パラリンピック2020トガ王国・邑楽町 スポーツ・文化交流について</p> <p>4) 令和2年10月行事予定について</p> <p>5) 次回教育委員会について</p> <p>6) その他</p>
出席者	<p>教 育 長 藤江 利久</p> <p>委 員 黒澤 幸男</p> <p>委 員 岡田 真幸</p> <p>委 員 谷津 洋子</p> <p>委 員 中村 郷志</p>
説明員	<p>学校教育課長 中繁 正浩</p> <p>生涯学習課長 田中 敏明</p> <p>教育委員会書記 高橋 克徳</p>

会議録

議長（藤江）

ただ今より、9月定例教育委員会を開会いたします。  
それでは今回の議事録署名人を決定いたします。  
岡田委員、谷津委員にお願いします。  
続きまして、教育長事務報告をさせていただきます。

前回の教育委員会から今回の教育委員会まで、行事予定表を基に主なものを説明させていただきます。

8月24日は職員採用2次試験の面接がありました。また、例年より4日ほど早い小中学校2学期の始業式でした。26日は総務教育常任委員会がありました。27日は全員協議会があり、中央公民館の雨漏りについて、コンクリート専門のコンサルタント業者から報告を受けました。28日は給食費の口座振替についての打ち合わせ会議があり、また、今年は中止となる「邑の映画会」実行委員の訪問を受けました。29日は保育士の職員採用面接試験を行いました。31日は管内校長会、給食センター職員の辞令交付、夕方には、東部ブロック別人事会議が館林文化会館で行われました。9月1日は県教委から依頼され、新採用教職員集団面接の面接官として県教育センターに行ってきました。9月2日は課長会議がありました。4日は小中学校の校内ネットワーク環境整備を行う業者が来庁し、あいさつがありました。6日は邑の森ホールで虹色ミニカーニバルが行われ参観しました。8日から議会定例会が開催され、中央公民館雨漏りについてと災害に対応するためのマイタイムラインについての一般質問がありました。17日は決算承認の本会議と全員協議会が行われ、18日に本会議が閉会しました。23日は課長会議と第6次総合計画後期計画策定のための外部評価委員会がありました。25日は第2回邑楽町総合開発計画審議会がありました。教育長事務報告は以上になります。

議長（藤江）

何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次に議事に入ります。最初にお諮りしますが、議案第32号令和2年度邑楽町教育委員会点検評価報告書における有識者の委嘱については委員委嘱等案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

会議録

	<p>[異議なし]</p>
議長（藤江）	<p>異議なしと認め、議案第 32 号につきましては非公開とし、公開案件審議終了後に協議します。</p> <p>それでは、はじめに議案第 31 号邑楽町立公立学校等情報セキュリティポリシー策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題とします。中繁学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長（中繁）	<p>こちらの要綱につきましては、これまで幼稚園を含めたものとなっておりますが、小中学校への校務支援システムの導入や GIGA スクール構想の推進の関係から、今回の改正は、情報セキュリティポリシーを町立小中学校のみを対象としたものに改めるため、また、策定委員会が取り扱う内容について、当該セキュリティポリシーの改定についても対象とするため、文言を整理するものでございます。</p>
議長（藤江）	<p>何かご質問等ありますか。ないようですので、議案第 31 号邑楽町立公立学校等情報セキュリティポリシー策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
議長（藤江）	<p>議案第 31 号邑楽町立公立学校等情報セキュリティポリシー策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について、提案どおりに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 33 号邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。中繁学校教育課長より説明をお願いします。</p>
学校教育課長（中繁）	<p>今回の改正では、第 4 条の中での給食費の納付方法について、従来は現金納付であったものを、口座振替で納付させることができるように、規則を改正するものでございます。改正内容は、第 3 項の次に口座振替に関する規定を挿入し、以下、従前の 4 項及び 5 項について項番号のずれを修正するものでございます。</p>

会議録

<p>議長（藤江）</p>	<p>何かご質問等ありますか。ないようですので、議案第 33 号 邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>議案第 33 号 邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について、提案どおりに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 34 号 邑楽町立学校給食費の口座振替に関する収納事務処理要綱についてを議題とします。中繁学校教育課長より説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>学校給食費の口座振替を実施するにあたって事務処理要綱を新たに定めるものでございます。内容について説明いたします。第 1 条は、趣旨でございます。第 2 条は、対象を定めるものでございます。第 3 条は、口座振替の取扱金融機関等を定めるものでございます。邑楽町会計規則第 94 条に規定する指定金融機関等は、指定金融機関として群馬銀行、収納代理金融機関として足利銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、東和銀行、館林信用金庫、ぐんまみらい信用組合、邑楽館林農業協同組合、中央労働金庫、足利小山信用金庫と定められております。第 4 条は、対象者を定めるものでございます。第 5 条は、口座振替の申込の手続きを定めるものでございます。第 6 条は、口座振替可能な口座の数を、一人 1 口座とするものでございます。第 7 条は、振替日を納期限日とするものでございます。第 8 条は、教育長と金融機関との間の事務処理方法を定めるものでございます。第 9 条は、振替結果の通知について定め、口座振替できなかった場合は、納付書を発行することを定めるものでございます。第 10 条は、口座振替の停止について定めるものでございます。第 11 条は、口座振替手数料の請求について定めるものでございます。第 12 条は、その他必要な事項について定めるものでございます。附則として、要綱の施行日を公布の日と定めるものでございます。以上でございます。</p>
<p>教育委員（岡田）</p> <p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>希望するかたが口座振替になるということですか。</p> <p>口座を持っていないかたなどは現金納付になります。</p>

会議録

教育委員（岡田）	口座振替と現金納付の併用になるということですね。
学校教育課長（中繁）	そうですね。
教育委員（中村）	現金納付の方法は、今までどおりですか。
学校教育課長（中繁）	現金の場合は、納付書を渡すことになります。
議長（藤江）	口座振替で滞納があった場合は、納付書をお渡しして振り込んでいただくようお願いするわけですが、それでも滞納が続く場合の対応について、中繁学校教育課長より説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	その場合ですが、当該年度の給食費については、各学校で対応していただき、年度が替わり過年度分となりましたら、給食センターで対応することにしたいと考えています。
議長（藤江）	ほかにありますか。ないようですので、議案第 34 号 邑楽町学校給食費の口座振替に関する収納事務処理要綱についてご承認いただけますでしょうか。  (賛同の声あり)
議長（藤江）	議案第 34 号 邑楽町学校給食費の口座振替に関する収納事務処理要綱について、提案どおりに決定いたします。 次に、その他の 1) 後期学校訪問指導について、中繁学校教育課長より説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	令和 2 年度における幼稚園、こども園、小学校、中学校の後期訪問指導につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、授業公開は行いませんので、ご了承いただきたいと思います。
議長（藤江）	何かご質問等ありますか。ないようですので、次にその他 2) 中央公民館の雨漏りに関する経過について、田中生涯学習課長より説明をお願いします。

会議録

生涯学習課  
長（田中）

中央公民館のホール棟外壁部分の雨漏りにつきまして、これまでの経過についてご報告いたします。平成30年9月に開館した中央公民館ですが、ホール棟の外壁部分のひび割れから漏水しており、現在も補修されておられません。この件につきましては、町議会9月定例会でも取り上げられ、町から現状および経過につきまして、報告・答弁を行っております。これまでの経過についてですが、最初に漏水が確認されたのは、令和元年10月12日の台風19号の通過の際でした。その1か月前、令和元年9月9日にもホール棟の楽屋で水が出ているのが確認されましたが、雨漏りであるとは断定できませんでした。その後、設計者と施工者に連絡し、それぞれ調査を行いました。約2か月に及ぶ調査の結果、漏水が建具や空調設備の不具合ではなく、ひび割れによるものであることが確定しました。併せて、補修方法についても検討を進め、令和元年11月から令和2年4月まで、3回の試験施工を行いました。2回目の試験施工までは止水効果が認められず、3回目の試験施工でようやく効果が認められました。そこで改めて設計者・施工者と町とで補修方法について協議を行いました。効果が認められた補修の方法は、ひび割れにエポキシ樹脂を注入するというものでした。さらに、今後のひび割れ防止のために10年保証のついたフッ素系塗料を外壁全面に塗る、という追加工事も併せて行うことが検討されました。補修工事および追加工事にかかる費用について施工者から見積書が提出され、5月に費用負担について協議を行いました。その中で、ひび割れの補修については設計者と施工者の負担で行い、ひび割れ防止のための追加工事は町負担で行うことが妥当であるということになりました。町としての負担額が算定されたことで、6月議会で補正予算に計上するため、5月20日の議会全員協議会で説明したところ、第三者機関による原因究明を優先するべきとのご指摘をいただいたことから、6月補正では工事費を計上せず、調査費のみを計上しました。県内で唯一建築学科を有する前橋工科大学に調査を依頼したところ、学術指導はできるが調査自体はできないという回答でした。そこで、大学から紹介を受けた千葉県のコンサルタント会社に調査を依頼し、その報告に対して学術指導をしてもらうことになりました。7月20日から21日にかけて、コンサルタント会社による調査が行われ、8月19日にその結果についての報告が行われました。その内容は、別紙の報告書のとおりです。また、報告の場には前橋工科大の准教授2名も出席し、報告の内容をもとに学術指導が行われました。その概要は、まず、雨漏りの原因追及に

会議録

については、「雨漏りの原因は、コンクリートのひび割れである」「ひび割れの原因は、コンクリートの乾燥収縮、自己収縮、温度・湿度の変化によるものである」「ひび割れの状況は一般的なコンクリート建築としては許容の範囲であり、設計上の瑕疵は認められない」「施工者は設計者の指示に従って施工しており、施工上の瑕疵は認められない」「ひび割れの責任が設計者・施工者にあるとして瑕疵を問うのは難しい」という内容でした。次に、補修方法についてですが、「ひび割れ幅が 0.2mm 以上はエポキシ注入工法、それ以下の場合はひび割れ被覆工法による補修を推奨する」「早期の補修が望ましい」という内容でした。今後の維持管理方法については、「今後、10 年単位で劣化によるひび割れが発生する恐れがある」「今後は定期的に点検し、建物の状況を把握したうえで必要に応じて補修・補強をする必要がある」という内容でした。この結果につきましては 8 月 27 日の議会全員協議会で、コンサルタント会社の担当者により報告を行いました。さらに、一連の報告書類を持って 9 月 3 日に顧問弁護士に相談しました。内容は、この結果から設計者、施工者の瑕疵責任を問うことができるか、また契約上の瑕疵責任が問えない場合でも、民法上の瑕疵は問えないのかということでした。結果は前橋工科大と同様、設計者と施工者に瑕疵責任を問うのは難しいため、協議によって補修にかかる費用負担を決めるしか方法はないだろうとの見解でした。施工者はこれまでに補修に対して費用負担をすることを表明していますので、費用負担を表明していない設計者に対し、改めて町長名で費用負担を要請しました。9 月 8 日、議会全員協議会でこれまでの経緯を説明しました。町としては今後、設計者と施工者に補修費用の負担を求めていく旨を伝えました。また、9 月 10 日の一般質問でもこの問題について質問があり、これまでの経緯と町の姿勢について答弁しました。以上がこれまでの経緯です。町としては早急に補修が必要だと認識しておりますが、追加工事の是非および費用負担の問題について課題が残っております。今後、設計者および施工者と協議を行い、早期の解決を目指します。

教育委員（岡田）  
生涯学習課長（田中）

追加工事は、塗装を行うということですか。

コンクリート打ち放しになっているホール棟の 4 面を塗装し、新たなひび割れを防止するなどし、漏水を防ごうというものです。

会議録

<p>教育委員（谷津）</p>	<p>補修は早いほうがいいですね。</p>
<p>生涯学習課長（田中）</p>	<p>雨漏りが発生してから1年経ちますので、早めの補修は必要です。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>ほかにありますか。ないようですので、次にその他3) オリンピック・パラリンピック 2020 トンガ王国・邑楽町 スポーツ・文化交流について、田中生涯学習課長より説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長（田中）</p>	<p>町では、オリンピック・パラリンピックをきっかけに共生ホストタウンを目指す試みとして、トンガ王国との交流事業を行っていきます。これは、オリンピック・パラリンピックのホストタウンに準ずる交流事業として、内閣府から認められたもので、予算は国から支出されます。なぜトンガ王国かと申しますと、邑楽町にトンガ王国の国賓級のかたが在住しており、今後活発な交流が見込めるという判断からです。肝心のオリンピック・パラリンピックの状況が不透明ではありますが、交流事業については予定通り進めるということで、トンガ王国関係者との交流事業やPRグッズの作成、コラボ食品の開発、心のバリアフリー講演会の実施などに取り組む予定です。生涯学習課では、11月7日(土)にスポーツ・文化交流イベントを開催します。中央公民館で文化交流セレモニーを行い、多目的広場でラグビーを、保健センターでパラスポーツであるポッチャを行う予定です。なお、11月7日は当初、町民文化祭を開催する予定でしたが、主催団体である文化協会の役員で協議した結果、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となりました。生涯学習課としては町民文化祭を文化交流イベントの中心に据えて行う考えでいましたので、残念ではありますが、交流セレモニーの中で伝統芸能等を披露していく予定です。また、トンガ王国は現在、新型コロナウイルス感染防止のためロックダウン状態であり、本国から関係者が来日するのは不可能な状況です。従いまして、当日お招きするトンガ王国関係者は、町内在住のかたとその知り合い数名、状況が許せば大使館関係者も参加できるかもしれないという状況です。教育委員の皆様には、当日10時から行われる文化交流セレモニーにご参加いただきたいと思っております。改めてご案内いたしますので、予定しておいていただければ幸いです。</p>



会議録

議長（藤江）	何かご質問等ありますか。ないようですので、次に、その他の4) 令和2年10月行事予定について、中繁学校教育課長・田中生涯学習課長より説明をお願いします。
学校教育課長（中繁）	学校教育課の10月の主な予定行事を読みあげる。
生涯学習課長（田中）	生涯学習課の10月の主な予定行事を読みあげる。
議長（藤江）	何かご質問等ありますか。ないようですので、次にその他5) 次回の教育委員会についてですが、10月28日（水）午前9時30分からでお願いしたいのですが、どうでしょうか。  （賛同の声あり）
議長（藤江）	それでは次回の教育委員会は10月28日（水）午前9時30分から行うことに決定しました。その他として皆さんから何かございますか。
学校教育課長（中繁）	2件ご報告がございます。1件目ですが、9月1日付の人事異動により、税務課の職員であった者1名が学校給食センターに配属となりました。2件目ですが、これまで1月中旬に開催されてきた新年賀詞交歓会につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度から従来型の新年賀詞交歓会は廃止されることになりました。今後は、町長の新年あいさつを動画配信するなど検討しているようです。以上です。
議長（藤江）	ほかにありますか。ないようですので、以上で公開案件は終わりにします。 次に非公開案件に入ります。議案第32号令和2年度邑楽町教育委員会点検評価報告書における有識者の委嘱についてを議題とします。  以下非公開

会議録

議長（藤江）

議案第 32 号令和 2 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書における有識者の委嘱について、提案どおりに決定いたします。

以上で 9 月の教育委員会を閉会します。